○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号) (傍線の部分は改正部分)

(略) 3			って足りる。	事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをも	土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示	を随伴用自動車として用いる場合にあっては、法第十七条第一項の国	前項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業の用に供する自動車 2	第七条 (略) 第七条	(随伴用自動車の表示等)	改正
6 (略)	ことをもって足りる。	のに限る。)を表示した表示板を告示で定めるところにより装着する	動車として用いる場合にあっては、同項第二号及び第四号に掲げるも	定する表示事項(旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自	は、法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規	随伴用自動車以外の自動車を随伴用自動車として用いる場合にあって	前項の規定にかかわらず、もっぱら自動車運転代行業の用に供する	第七条 (略)	(随伴用自動車の表示等)	現